

# 議案説明資料

## 【 目 次 】

・ **議案第 69 号**

「宮内小学校体育館長寿命化改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について」の議決変更について…………… p. 1

・ **議案第 70 号**

「松蔭地区公民館建設工事（建築主体工事）請負契約の締結について」の議決変更について p. 10

・ **議案第 74 号**

八幡浜市施設利用予約システム導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ・ p. 17

令和 7 年 9 月

(令和 7 年 9 月 9 日提出)



件名	「宮内小学校体育館長寿命化改修工事（建築主体工事）請負契約の締結について」の議決変更について
担当課	教育委員会 学校教育課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号</li> <li>・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 52 号）第 2 条</li> </ul>

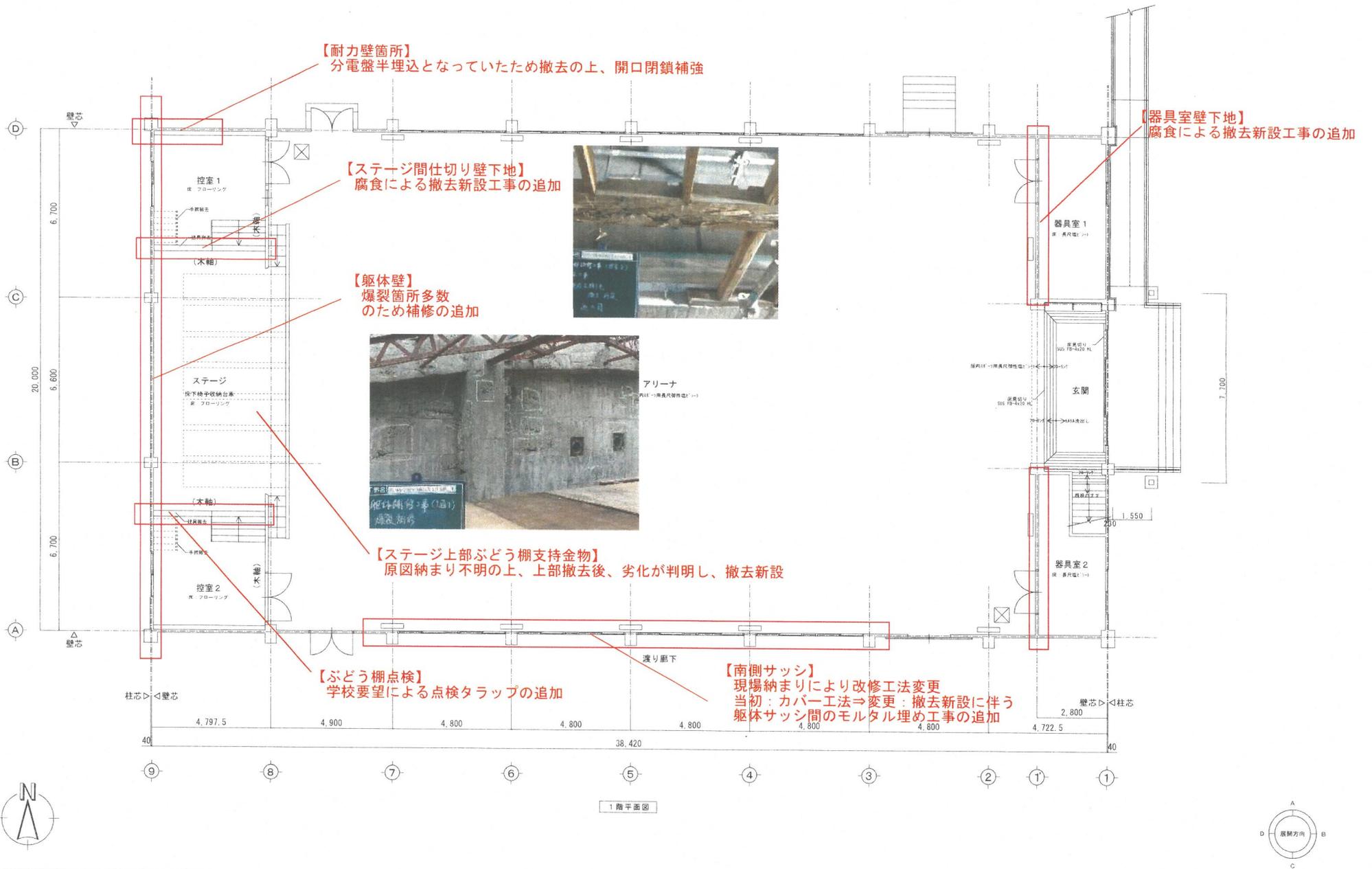
## 【概要】

1. 工事番号 06 国補学建委第 4 号－5
2. 工事名 宮内小学校体育館長寿命化改修工事（建築主体工事）
3. 契約金額 336,050,000 円（内消費税等 30,550,000 円）
4. 変更金額 361,916,000 円（内消費税等 32,901,454 円）
5. 差額 25,866,000 円 増額
6. 落札業者 小西建設株式会社  
代表取締役 XXXXXXXXXX
7. 変更理由
  - ・運動場水はけの悪さによる鉄板敷きの延長に伴う増額
  - ・鉄板敷きにより枯死した芝生撤去等の追加に伴う増額
  - ・屋根の隠蔽部に施工不良が判明したことによる躯体補修追加に伴う増額
  - ・内部の隠蔽部について想定と異なる納まりであったことによる改修方法の変更に伴う増額
  - ・着工前は修繕不要としていた箇所について、工事の進捗により劣化判明した箇所に対する塗装工事追加に伴う増額
  - ・先に新設したトイレ棟との足場干渉による工事振替のため、隣接建物間渡り廊下屋根新設等の追加工事に伴う増額
  - ・控室タラップ設置の追加工事に伴う増額

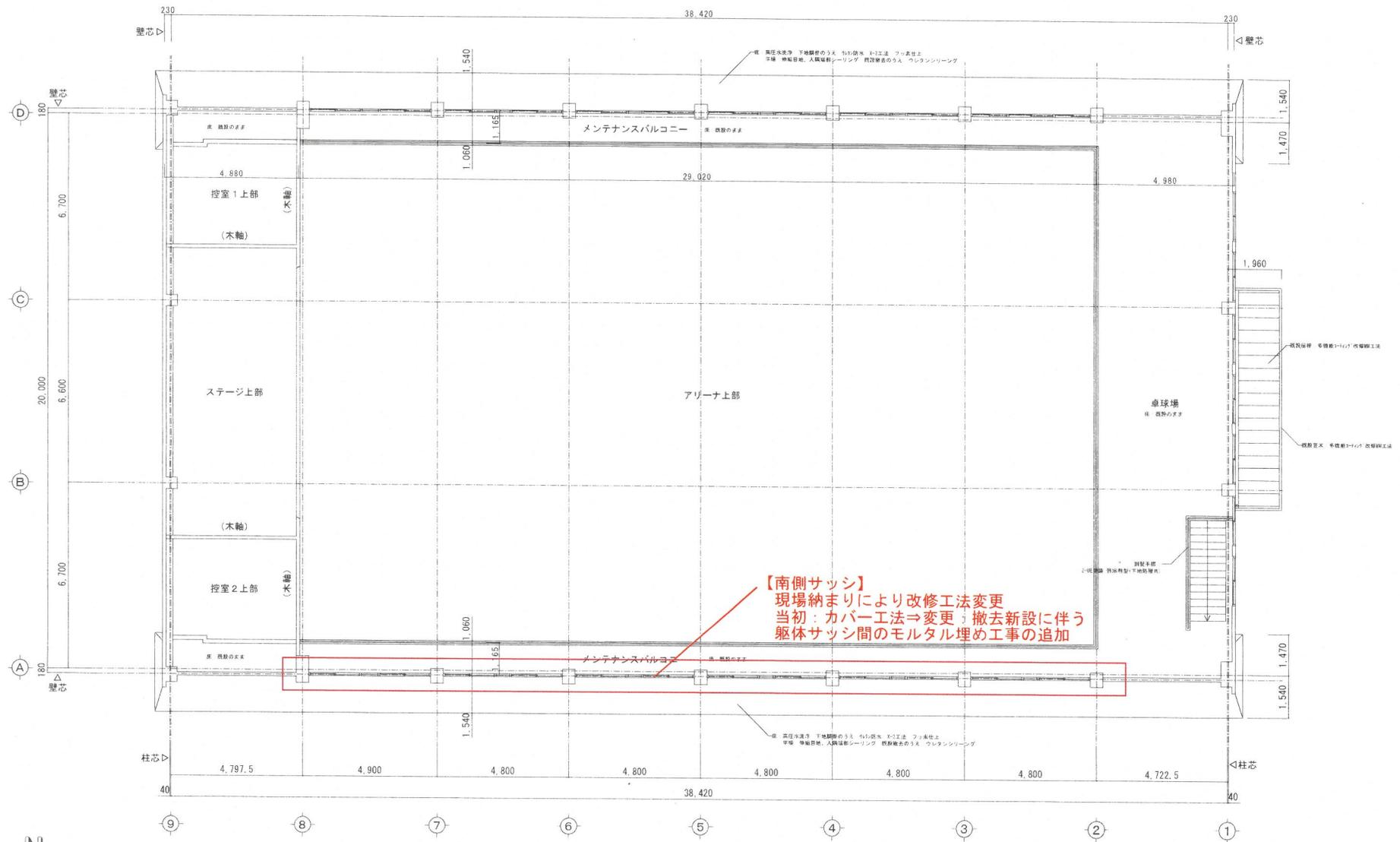
宮内小学校体育館  
長寿命化改修工事（建築主体工事）

変更増額 約 2, 5 8 0 万円

①運動場水はけの悪さによる鉄板敷きの延長に伴う増額	2 1 0 万円
②鉄板敷きにより枯死した芝生撤去等の追加に伴う増額	1 4 0 万円
③屋根の隠蔽部に施工不良が判明したことによる躯体補修追加に伴う増額	1, 1 0 0 万円
④内部の隠蔽部について想定と異なる納まりであったことによる改修方法の變更に伴う増額	1 3 0 万円
⑤着工前は修繕不要としていた箇所について、工事の進捗により劣化判明した箇所に対する塗装工事追加に伴う増額	4 0 万円
⑥先に新設したトイレ棟との足場干渉による工事振替のため、隣接建物間渡り廊下屋根新設等の追加工事に伴う増額	8 0 0 万円
⑦控室タラップ設置の追加工事に伴う増額	6 0 万円
⑧諸経費等	1 0 0 万円



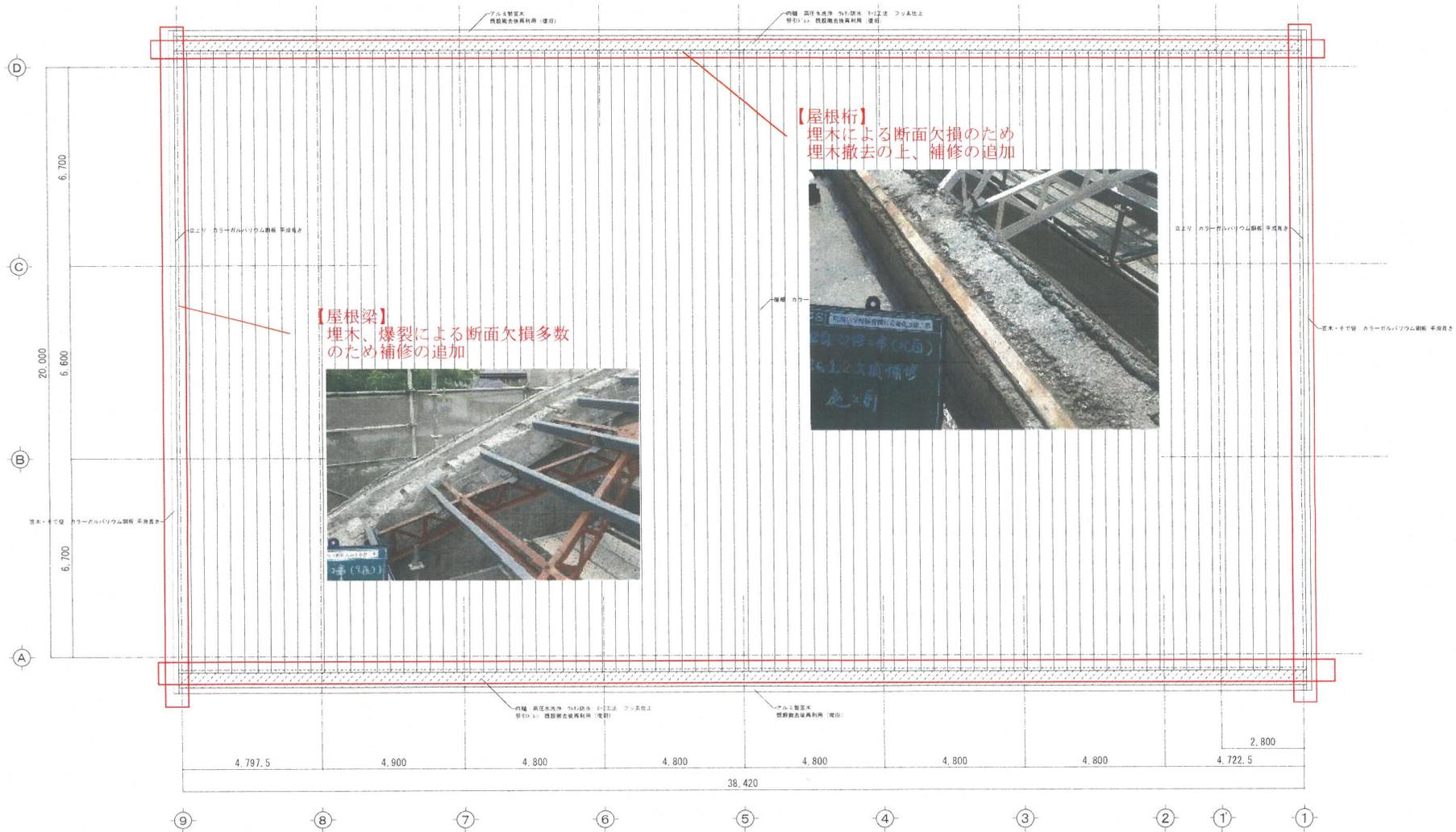
作図 31 Mar '22 訂正・変更 18 Mar '24 訂正・変更 訂正・変更	知事登録 第1486号 杉山設計工房 〒798-0000 愛媛県八幡浜市大正 1-547-4 TEL 0894-24-3423 FAX 0894-22-3423	●工事名 宮内小学校体育館長寿命化改修工事(体育館)	●図名 1階平面図	●縮尺 1/100	承認印 検印 製図	A-09
---	--	-------------------------------	--------------	--------------	-----------------	------



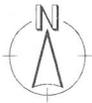
2階平面図



作図 訂正・変更 訂正・変更 訂正・変更	31 Mar '22 18 Mar '24 18 Mar '24 18 Mar '24	知事登録 第1486号 <b>杉山設計工房</b> <small>建築士事務所 一級建築士登録</small> 〒798-0003 愛媛県八幡浜市大字 1-547-4 TEL 0894-24-3822 FAX 0894-22-3622	● 工事名	● 図名	● 縮尺	承認印	捺印	製図	A-10	
			宮内小学校体育館長寿命化改修工事(体育館)	2階平面図	1/100					



屋根伏図



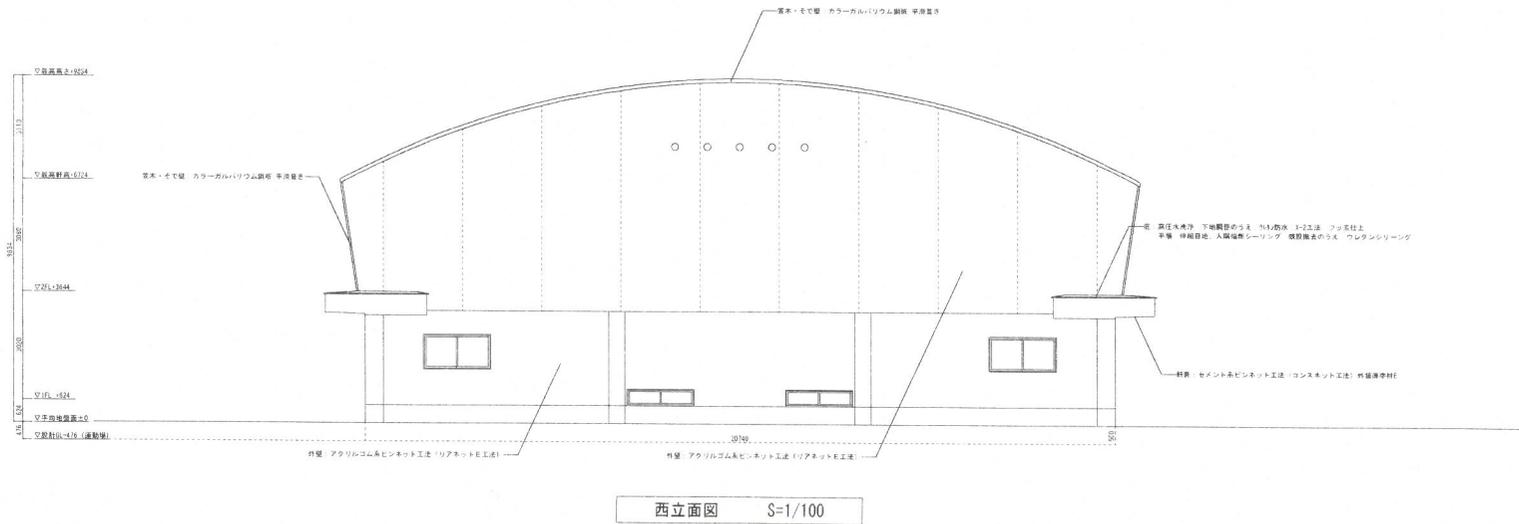
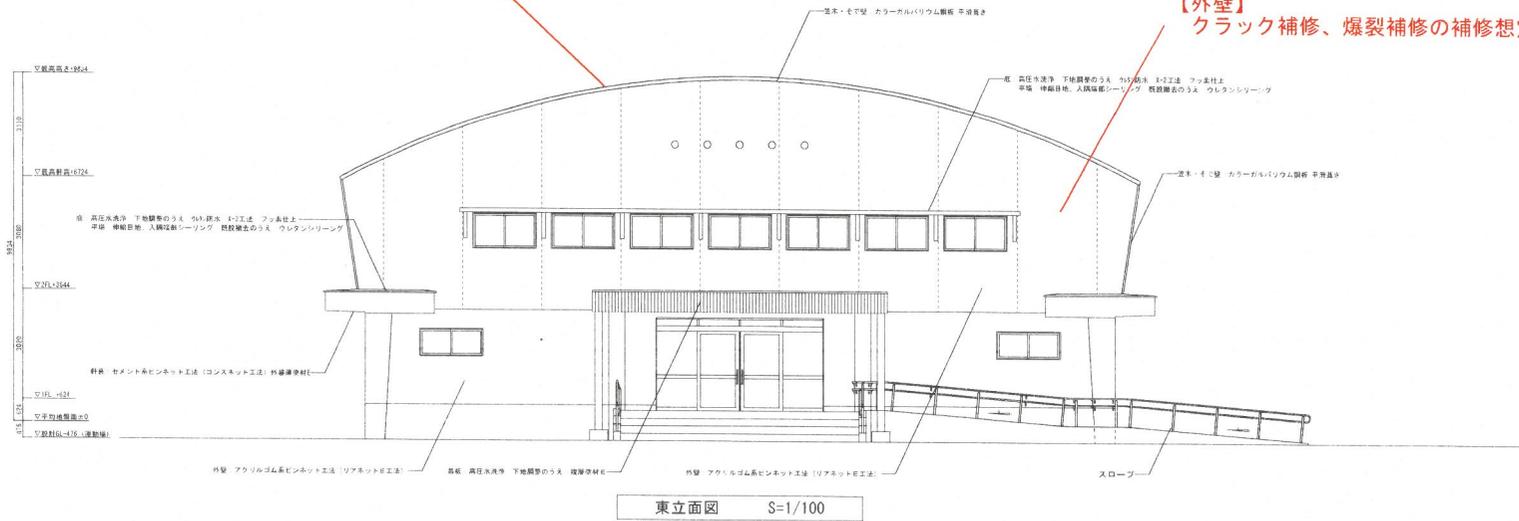
作図	31 Mar '22	 知事登録 第1486号 <b>杉山設計工房</b> <small>〒194-0002 武蔵国八幡旗町大字 1-5-17-4 TEL 0899-24-3822 FAX 0899-22-3823</small>	●工事名	宮内小学校体育館長寿命化改修工事(体育館)	●図名	屋根伏図	●縮尺	1/100	承認印	核印	製図	A-11
訂正・変更			●確認者									
訂正・変更												
訂正・変更												

**【屋根梁】**

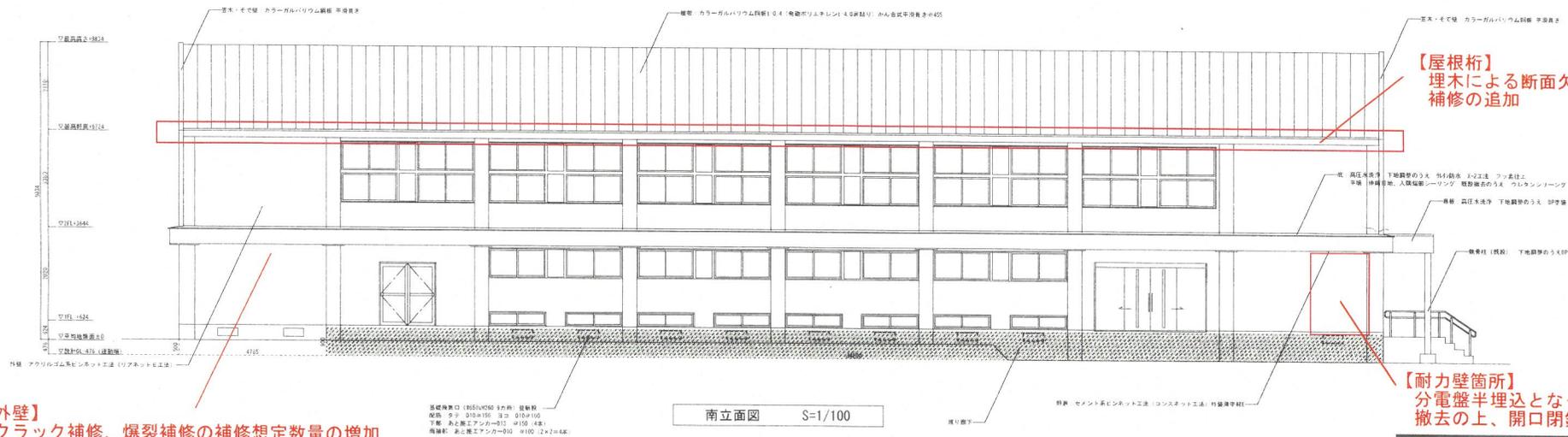
断面欠損多数のため補修の追加

**【外壁】**

クラック補修、爆裂補修の補修想定数量の増加



<table border="1"> <tr> <td>作図</td> <td>31 Mar '22</td> </tr> <tr> <td>訂正・変更</td> <td>25 Mar '24</td> </tr> <tr> <td>訂正・変更</td> <td></td> </tr> <tr> <td>訂正・変更</td> <td></td> </tr> </table>	作図	31 Mar '22	訂正・変更	25 Mar '24	訂正・変更		訂正・変更		<p>知事登録 第1486号</p> <p><b>杉山設計工房</b></p> <p>■ 〒796-0003 愛媛県八幡浜市大平 1-6-47-3 TEL 0894-24-3622 FAX 0894-22-3822</p>	<p>●工事名</p> <p>宮内小学校体育館長寿命化改修工事(体育館)</p>	<p>●図名</p> <p>立面図(2)</p>	<p>●縮尺</p> <p>1/100</p>	<p>承認印</p> <p>検印</p> <p>製図</p>	<p>A-13</p>
作図	31 Mar '22													
訂正・変更	25 Mar '24													
訂正・変更														
訂正・変更														

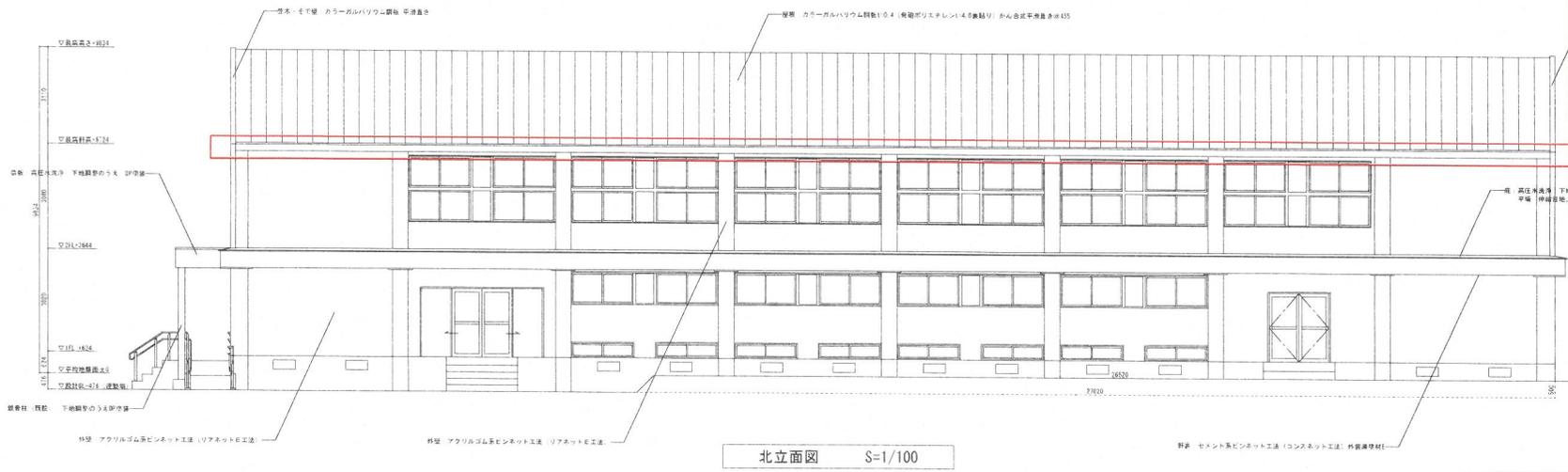


【外壁】  
クラック補修、爆裂補修の補修想定数量の増加

【屋根桁】  
埋木による断面欠損のため  
補修の追加

【耐力壁箇所】  
分電盤半埋込となっていたため、  
撤去の上、開口閉鎖補強

南立面図 S=1/100

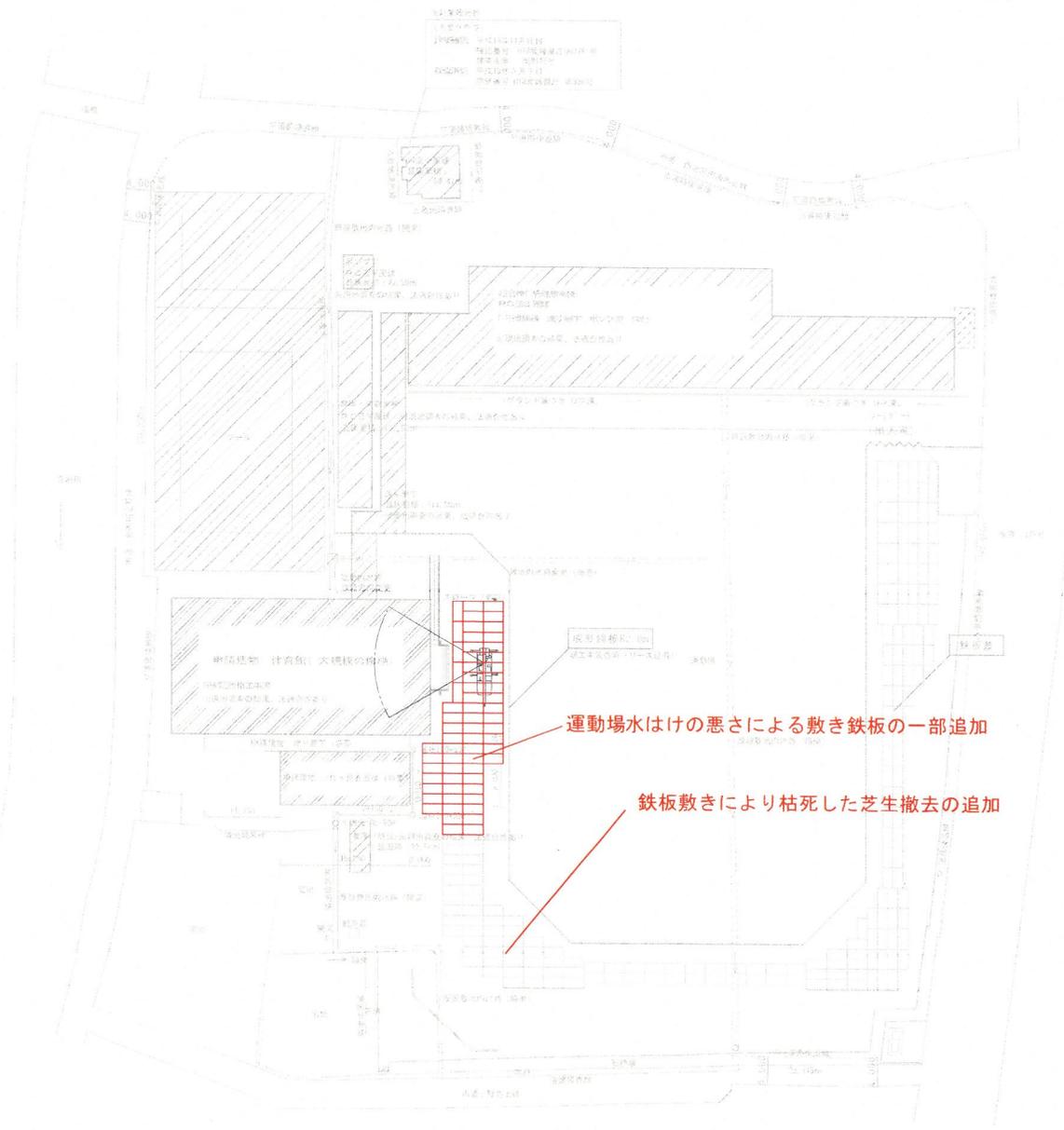


北立面図 S=1/100



用途 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )
南 38.985	0.900 x 4.785 = 2.3925
	0.900 x 34.200 = 30.7800
北 38.985	(28.520 + 27.020) x 0.500 x 1/2 = 13.3850
東 20.740	0
西 20.740	0.500 x 20.740 = 10.3700
合計	56.9275
面積 / 厚さ	56.9275 / 119.450 = 0.47658
地盤面	設計GL + 476 mm

作図 31 Mar '22 訂正・変更 25 Mar '24 訂正・変更 訂正・変更	知事登録 第1486号 <b>杉山設計工房</b> 〒796-0003 愛媛県八幡浜市大平 1-5-47-4 TEL 0694-24-2622 FAX 0694-32-2622	●工事名 宮内小学校体育館長寿命化改修工事(体育館)	●図名 立面図(1)	●縮尺 1/100	承認印 検印 製図	A-12
---	--	-------------------------------	---------------	--------------	-----------------	------



運動場水はけの悪さによる敷き鉄板の一部追加

鉄板敷きにより枯死した芝生撤去の追加

配置図 S=1/500

作図 31 Mar '22 訂正・変更 訂正・変更 訂正・変更	知事登録 第1486号 杉山設計工房 〒796-0003 愛媛県八幡浜市大字 1-547-4 TEL 0894-24-3623 FAX 0894-22-3623	●工事名 宮内小学校体育館長寿命化改修工事(体育館)	●図名 仮設図	●縮尺 1/500	承認印 換印 製図	A-50
--	--	-------------------------------	------------	--------------	-----------------	------



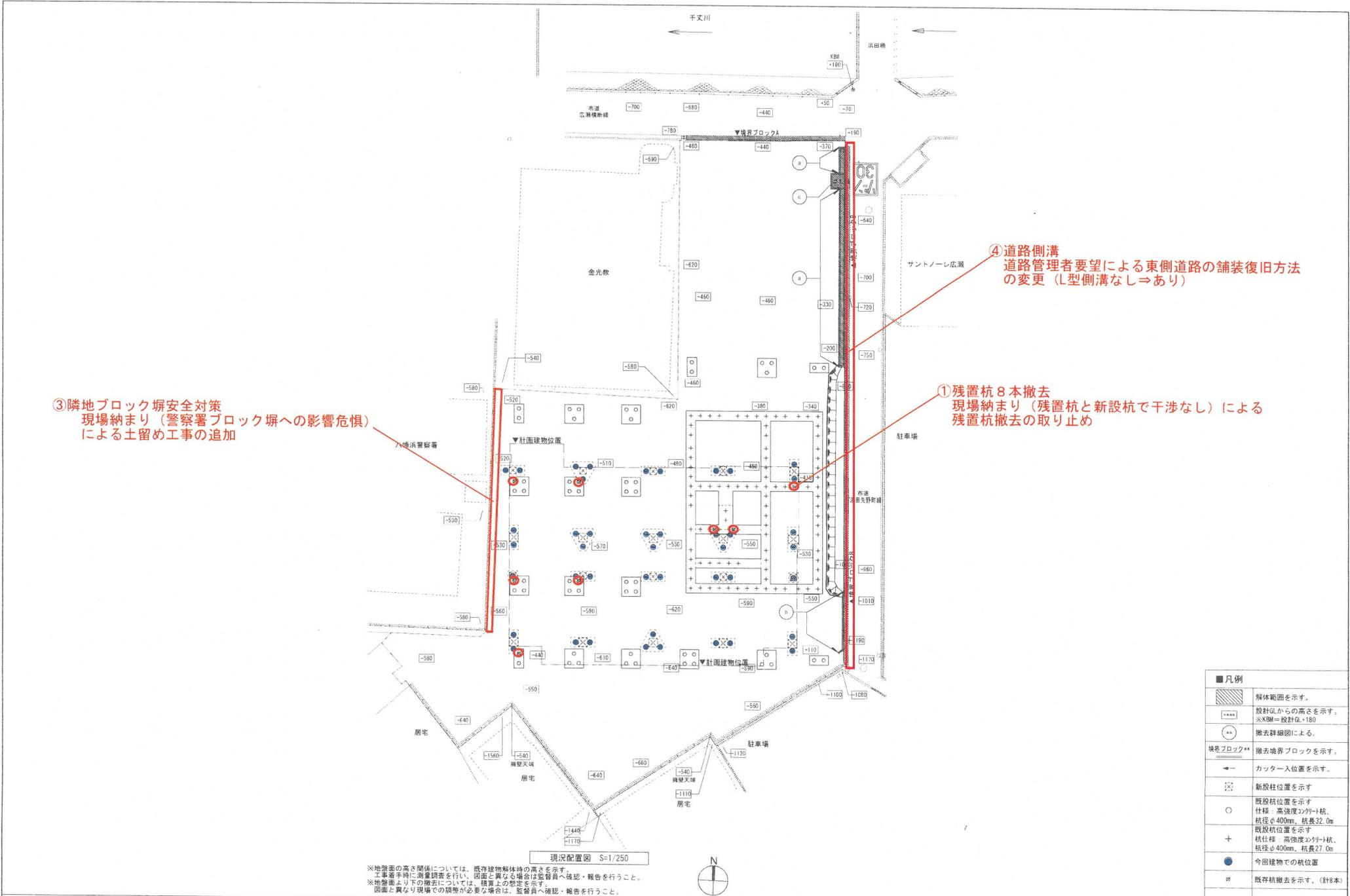
件名	「松蔭地区公民館建設工事(建築主体工事)請負契約の締結について」の議決変更について
担当課	教育委員会 生涯学習課
根拠法令等	・地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号 ・八幡浜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年条例第52号)第2条

【概要】

1. 工事番号 06単生建委第32号-1
2. 工事名称 松蔭地区公民館建設工事(建築主体工事)
3. 工事期間 令和6年9月25日 ~ 令和7年10月31日
4. 請負金額

当初契約額	585,750,000円(内消費税等	53,250,000円)
変更1回目	577,831,000円(内消費税等	52,530,091円)
増減額	△7,919,000円(内消費税等	△719,909円)
5. 請負業者 堀田建設株式会社
6. 施工場所 八幡浜市広瀬地内
7. 工事概要 松蔭地区公民館建設工事のうち、建築主体工事を実施する。  
(構造規模) 公民館 延床面積: 1,121.98 m<sup>2</sup>、構造: RC造、階数: 2階建  
陶芸室 延床面積: 47.32 m<sup>2</sup>、構造: 木造、階数: 平屋  
倉庫棟 延床面積: 48.37 m<sup>2</sup>、構造: 木造、階数: 平屋  
外構  
(工事内容) 新築工事(建築主体工事)
8. 変更内容

① 鋼管杭の撤去が不要となったことに伴う減	△18,679,841円
② 内部足場支保工の追加に伴う増	3,657,500円
③ 土留め工事の追加に伴う増	1,760,000円
④ 道路管理者の要望に伴う舗装復旧方法の変更に伴う増	1,485,000円
⑤ 2階ホール床下地の変更に伴う増	860,200円
⑥ 屋外ベランダ手すりの変更に伴う増	826,100円
⑦ 大広間及び和室の天井仕上げの変更に伴う増	763,400円
⑧ 勾配屋根パラペット笠木の追加に伴う増	646,800円
⑨ その他部材等の変更に伴う増	761,841円



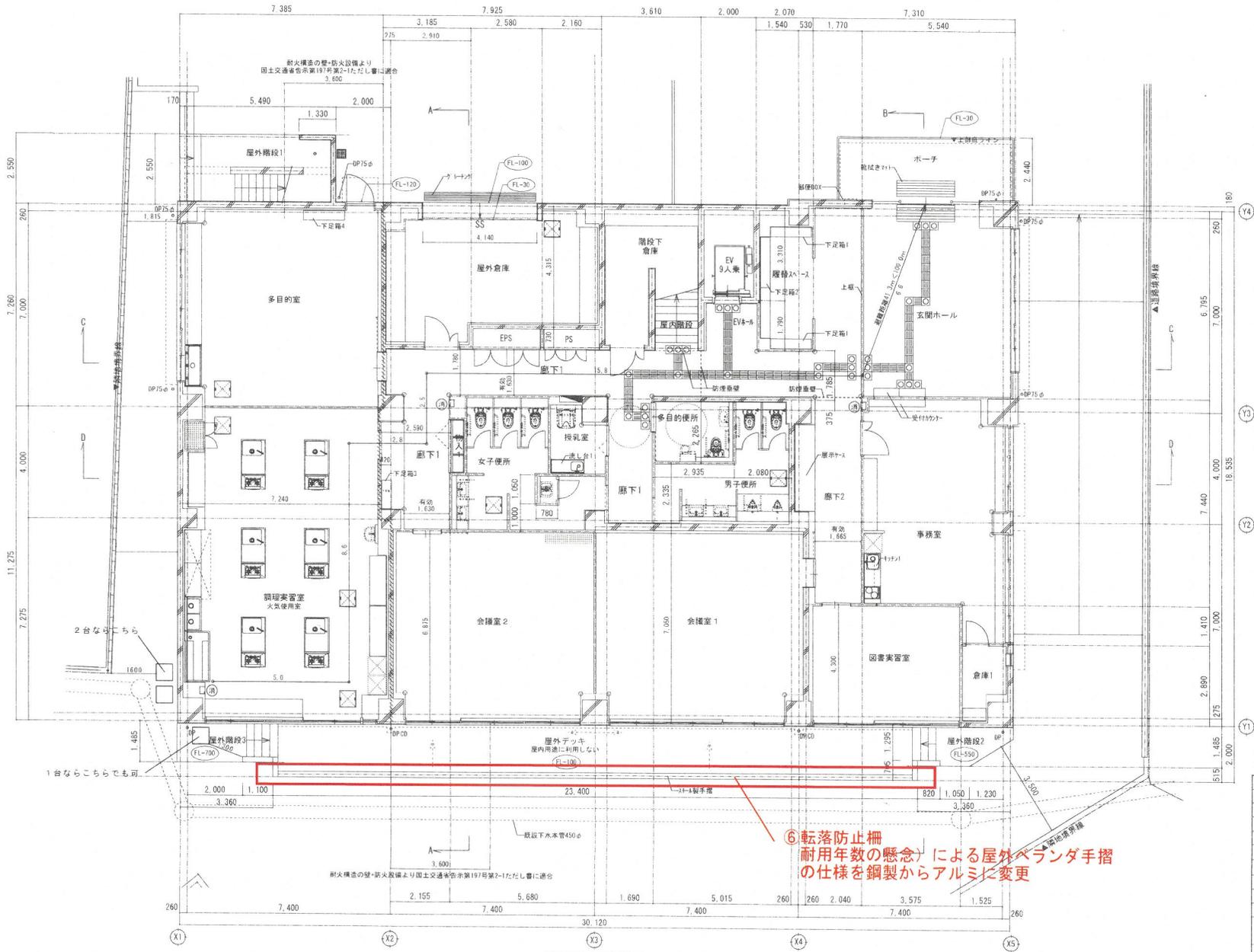
③隣地ブロック塀安全対策  
現場納まり（警察署ブロック塀への影響危惧）  
による土留め工事の追加

④道路側溝  
道路管理者要望による東側道路の舗装復旧方法  
の変更（L型側溝なし⇒あり）

①残置杭8本撤去  
現場納まり（残置杭と新設杭で干渉なし）による  
残置杭撤去の取り止め

■凡例	
	解体範囲を示す。
	設計GLからの高さを示す。 ※KBM=設計GL+180
	撤去詳細図による。
	境界ブロック*
	撤去境界ブロックを示す。
	カッター入位置を示す。
	新設柱位置を示す
	既設杭位置を示す 仕様：高強度コンクリート杭、 杭径φ400mm、杭長32.0m
	既設杭位置を示す 仕様：高強度コンクリート杭、 杭径φ400mm、杭長27.0m
	今回建築物での杭位置
	既設杭撤去を示す。（計8本）

※地盤面の高さ関係については、既存建物解体時の高さを示す。  
工事着手時に測量調査を行い、図面と異なる場合は監督員へ確認・報告を行うこと。  
※地盤面より下の撤去については、積算上の想定を示す。  
図面と異なり現場での調整が必要な場合は、監督員へ確認・報告を行うこと。



⑥転落防止柵  
耐用年数の懸念)による屋外ベランダ手摺  
の仕様を鋼製からアルミに変更

■凡例

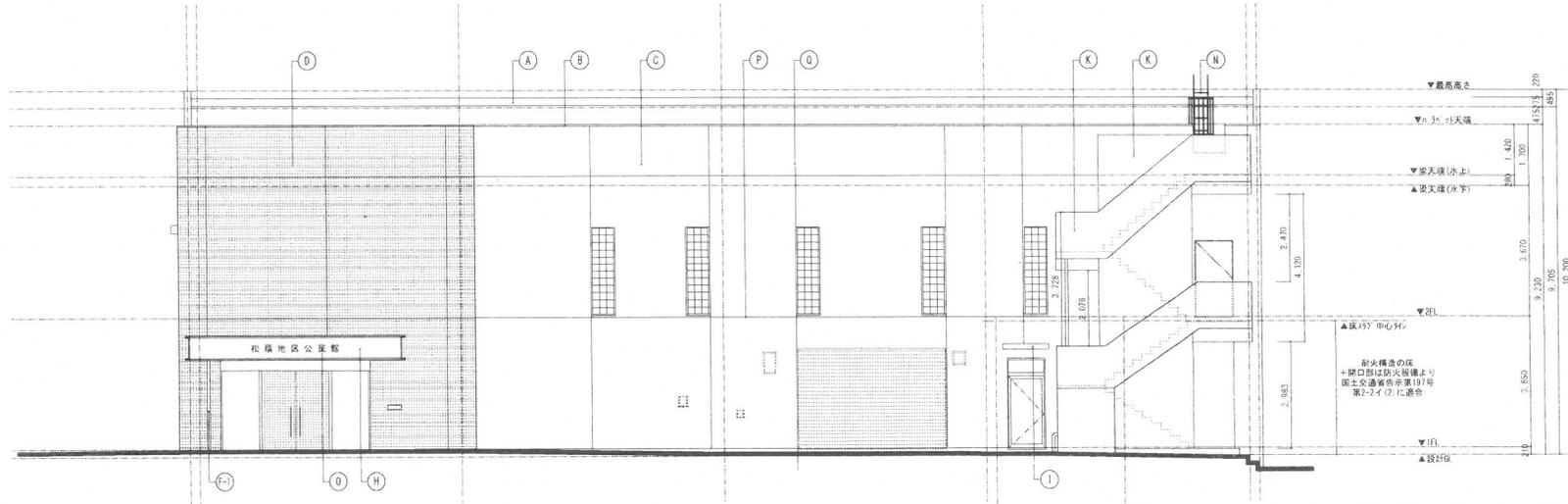
	コナリ+壁を示す。
	開仕切扉(乾式壁)を示す。
	防火区画を示す。
	整層・付・塩・管(特記なき限り100φ)を示す。 埋み金物: SUS304φ120
	整層レフトレイ: 鋼製(特記なき限り100φ)を示す。
	種引き型レフトレイ: 鋼製(特記なき限り100φ)を示す。
	消火器ボックス(壁埋込型)を示す。
	コーナーガード: 本製を示す。
	点字FSを示す。
	誘導FSを示す。
	床下点検口: SUS製600角化鋳蓋(防水・防臭型)を示す。 (SUS製給・排水用)
	ハンカージ型屋内消火栓(備付設備工)を示す。
	FLからの仕上げ高さを示す。(特記なき限り=0とする。)

NOTE

株式会社 あい設計 四国支社 <small>一級建築士事務所 愛媛県松山市 3595号</small>		JOB No. 202334007 DATE ***** TITLE 松蔭地区公民館新築工事(建築主体工事)	095 No. A 05
一級建築士 第*****号 2023 2023	一級建築士 第*****号 2023 2023	一級建築士 第*****号 2023 2023	一級建築士 第*****号 2023 2023
株式会社 あい設計 四国支社 〒790-0855 愛媛県松山市 3595号		公民館 1階平面図	SCALE A2: 1/100 A3: 71%縮小



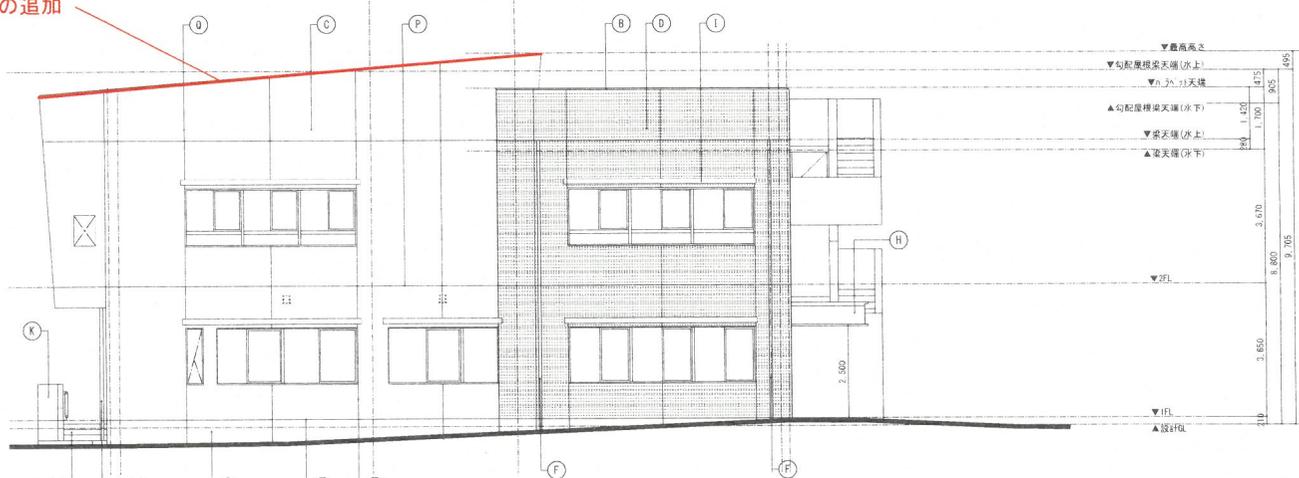




北立面図 S=1/100

屋外階段床面積不算入算定  
 1. 階段の階段の1/2以上を外気に開放  
 屋外階段周長  
 $5.49 \times 2 + 2.55 \times 2 = 16.08$   
 $16.08 / 2 = 8.04$   
 外気に面する面する部分  
 $5.49 + 2.55 + 2.55 = 10.59$   
 上記より  
 $8.04 < 10.59$   
 2. 外気に開放された手摺上部の高さが1.1m以上かつ、階段天井高さの1/2以上  
 $4.12 / 2 = 2.06 \leq 2.47$   
 $3.728 / 2 = 1.864 \leq 2.078$   
 上記 1・2より  
 屋外階段は床面積不算入。

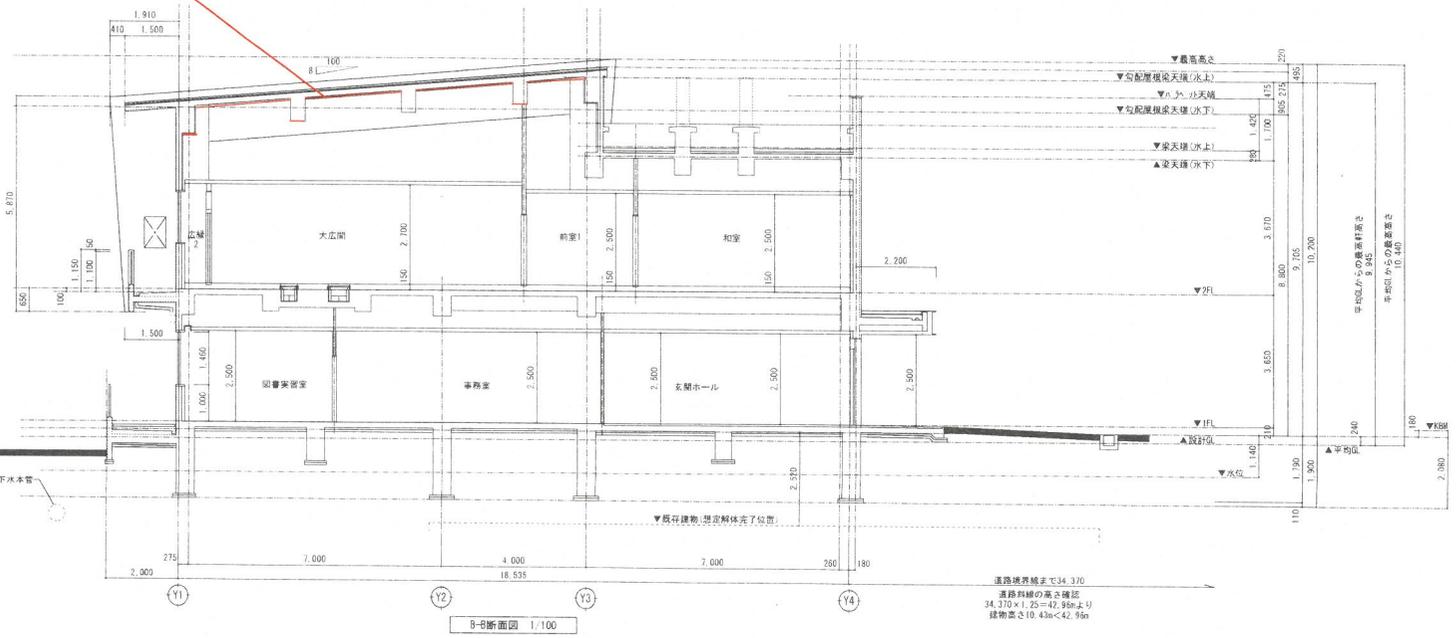
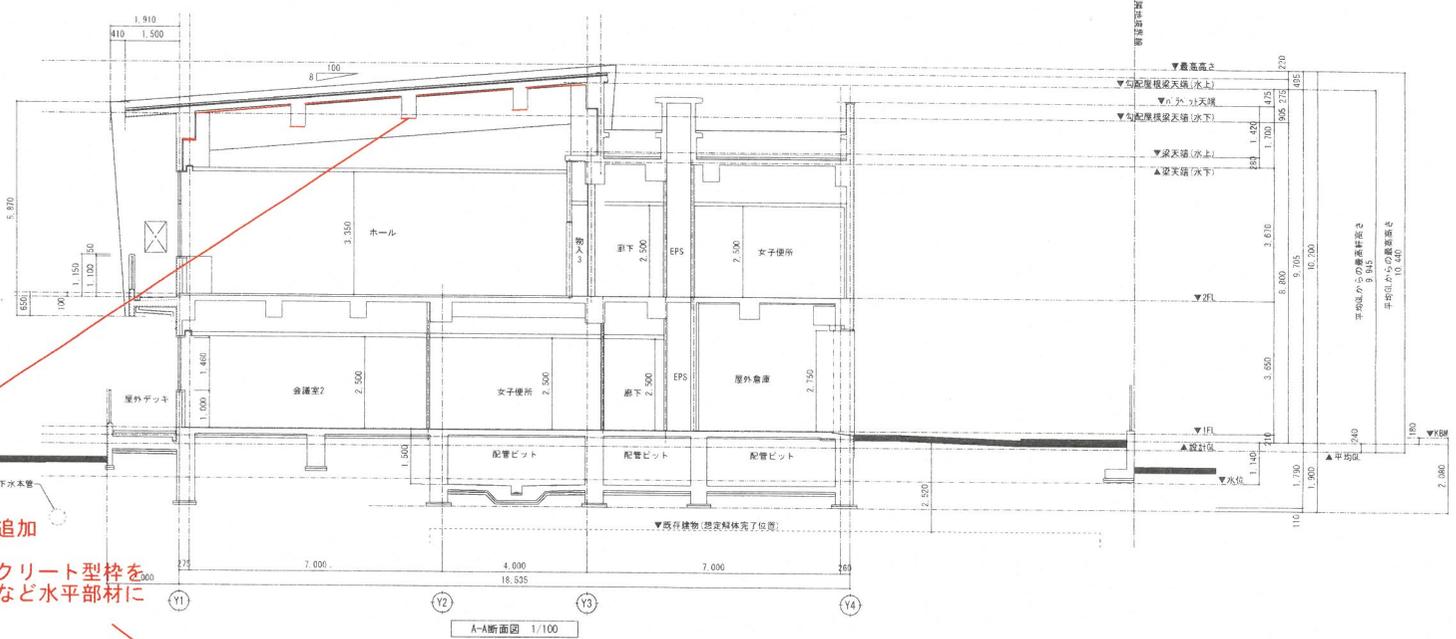
⑧ 勾配屋根パラペット  
 防水上の懸念によるアルミ笠木の追加



東立面図 S=1/100

仕上凡例							
(A) 屋根2: カラー耐食性ガルバリウム鋼板 t=0.5立動垂木 軒先包み・ケラバ包み: 屋根同材	(E) 屋根1: C(B)-bの上、DP-1	(J) 小庇: 屋根: C(D)-bの上、ウレタン塗膜防水(X-2) 小庇: 見付: C(D)-bの上、外装薄塗材	(M) 屋外階段: 鉄骨・敷上(1・2共): C(C)-eの上、モルタル金こて得入 屋外階段: 2457(1・2共): 磁器質タイル	(O) ひび割れ誘発目地: PU-2 20×20			
(B) 窓木: 741製窓木巾=250(巾)=G+7(吸物共)	(F) 壁紙: 壁紙: 壁紙VP (53=75φ 100φ、縦み金物: SUS製#1,200 養生層: SGP100φ 125φDP(UL+900まで) (F-1)は養生管なし)	(K) 手摺: 24×4製 DP-1	(N) タラップ: SUS製カゴ付	(R) 打掃目地: PU-2 20×20			
(C) 外壁1: C(B)-bの上、覆層仕上げ塗材	(G) 軒樋: カラーガルバリウム鋼板(t=0.5)垂げ加工	(L) 屋外階段: 手摺壁(1・2共): C(B)-bの上、覆層仕上げ塗材	(P) 銘名文字: SUS製角文字350角 7文字(屋外広告ではない。)	(S) 打掃目地: PU-2 20×20			
(D) 外壁2: C(B)-bの上、二丁掛けタイル張り	(H) 玄関庇: 見付: アルミハナル=2.0垂げ加工			(T) 打掃目地: PU-2 20×20			

②階高が高い範囲  
 設計照査による内部足場支保工※の追加  
 ※型枠支保工  
 所定の強度が出るまでの間、コンクリート型枠を  
 支持するもので、主にスラブや梁など水平部材に  
 使用



NOTE	株式会社 あい設計 西国支社 <small>一般建築士事務所 登録番号西国第4239号</small>	08.16	2023.4.07	DATE	*****	TITLE	松蔭地区公民館新築工事(建築主体工事)	08.16
		一般建築士 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	一般建築士 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	一般建築士 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	構造設計一級建築士 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	設備設計一級建築士 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇	公民館 断面図(1)	SCALE A2: 1/100 A3: 71%縮小

件 名	八幡浜市施設利用予約システム導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
担 当 課	教育委員会 生涯学習課
根拠法令等	・地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
施 行 日	令和 7 年 10 月 1 日

### 1 施設利用予約システムについて

従来、体育施設などの公共施設の空き状況の確認や予約申込みは、担当部署への電話等による問い合わせ後、申請書を提出していただく必要がありましたが、施設利用予約システムの導入により、インターネットを通じてこれらの手続きが可能となります。

また、施設使用料の支払いについても、従来の納付書による支払いに加え、クレジットカード決済やコンビニエンスストアでの支払いが選択可能となります。

### 2 運用開始時期

令和 7 年 10 月

### 3 利用方法

- (1) パソコンやスマートフォン等から施設利用予約システムのサイトにアクセス。
- (2) 利用者登録（アカウント登録）を行う。  
※ 初回のみ。空き状況の確認のみの場合は登録不要。
- (3) 利用したい施設の空き状況を確認。
- (4) 施設予約の入力画面から、必要事項を入力し、予約の申込みを行う。
- (5) 予約内容の審査を受けた後、利用の可否と使用料などの内容がメールで通知される。
- (6) 施設使用料を支払い、施設を利用する。  
※ キャッシュレス決済、コンビニエンスストアでの支払いは「前納」、納付書による支払いは「後納」として取り扱う。

### 4 対応施設（51 施設）

#### (1) 体育施設（49 施設）

##### ア 社会体育施設（13 施設） ※1

##### （ア） 体育館（10 施設）

- ・磯崎体育館 ・大島体育館 ・喜木津体育館 ・舌田体育館 ・日土東体育館
- ・保内中央体育館 ・双岩体育館 ・青石体育館 ・愛宕体育館 ・松柏体育館

##### （イ） グラウンド（3 施設）

- ・日土東グラウンド ・愛宕グラウンド ・松柏グラウンド

##### イ 武道館 ※2

##### ウ 王子の森グラウンド ※3

##### エ 北浜公園グラウンド ※3、※4

##### オ 市民スポーツパーク ※3、※5

##### カ 市民スポーツセンター ※6

##### キ テニスコート（2 施設） ※7

- ・愛宕テニスコート ・大平テニスコート

ク 弓道場 ※8

ケ 学校体育施設 (28 施設) ※9

(ア) 体育館 (14 施設)

- ・松蔭小体育館
- ・白浜小体育館
- ・江戸岡小体育館
- ・神山小体育館
- ・千丈小体育館
- ・日土小体育館
- ・真穴小体育館
- ・川上小体育館
- ・双岩小体育館
- ・川之石体育館
- ・宮内小体育館
- ・喜須来小体育館
- ・八幡浜中体育館
- ・保内中体育館

(イ) グラウンド (14 施設)

- ・松蔭小グラウンド
- ・白浜小グラウンド
- ・江戸岡小グラウンド
- ・神山小グラウンド
- ・千丈小グラウンド
- ・日土小グラウンド
- ・真穴小グラウンド
- ・川上小グラウンド
- ・双岩小グラウンド
- ・川之石小グラウンド
- ・宮内小グラウンド
- ・喜須来小グラウンド
- ・八幡浜中グラウンド
- ・保内中グラウンド

(2) 文化施設 (2 施設)

ア 文化会館ゆめみかん ※10

イ 市民文化活動センターComican ※11

(注) 根拠条例

下線のある条例は、システムを運用するうえで条例の一部改正が必要な条例。

- ※1 八幡浜市社会体育施設条例 (平成 22 年条例第 10 号)
- ※2 八幡浜市立武道館設置及び管理条例 (平成 17 年条例第 110 号)
- ※3 八幡浜市都市公園条例 (平成 17 年条例第 193 号)
- ※4 八幡浜港港湾施設の管理及び利用に関する条例 (平成 17 年条例第 184 号)
- ※5 八幡浜市民スポーツパークの設置及び管理に関する条例 (平成 17 年条例第 108 号)
- ※6 八幡浜市民スポーツセンター条例 (平成 20 年条例第 34 号)
- ※7 八幡浜市営庭球場設置及び管理条例 (平成 17 年条例第 109 号)
- ※8 八幡浜市弓道場の設置及び管理に関する条例 (令和 7 年条例第 23 号)
- ※9 八幡浜市立学校体育施設使用料条例 (平成 17 年条例 111 号)
- ※10 八幡浜市文化会館設置及び管理条例 (平成 17 年条例第 99 号)
- ※11 八幡浜市民文化活動センターの設置及び管理に関する条例 (令和 2 年条例第 22 号)